

公 表 日

令和 元年 6月11日

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 業務の名称                        | 筑後川管内河川維持管理検討業務  |
| 業務概要                         | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 筑後川河川事務所長<br>船橋 昇治<br>久留米市高野1丁目2番1号   |
| 契約年月日                        | 令和 元年 6月11日  |
| 契約業者名                        | 筑後川管内河川維持管理検討業務北部九州河川利用協会・西日本技術開発・東京建設コンサルタント設計共同体   |
| 契約業者の住所                      | 福岡県久留米市宮ノ陣3-8-8  |
| 契約金額                         | 14,960,000円(税込み)   |
| 予定価格                         | 15,125,000円(税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)   |
| 業務場所                         | 筑後川河川事務所管内   |
| 業種区分                         | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履行期間(自)                      | 令和 元年 6月12日  |
| 履行期間(至)                      | 令和 2年 3月10日  |
| 備考                           | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業 務 名 筑後川管内河川維持管理検討業務
2. 履 行 場 所 筑後川河川事務所管内
3. 契約相手方 名 称：筑後川管内河川維持管理検討業務北部九州河川利用協会  
・西日本技術開発・東京建設コンサルタント設計共同体  
住 所：福岡県久留米市宮ノ陣町三丁目8番8号  
電 話：0942-34-6733
4. 契約適用法令  
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - (1) 当該業務の目的  
本業務は、筑後川河川事務所管内における適正な維持管理や管理水準の向上等を目的に、堤防点検結果等を基に点検結果の評価の検証や対応策等について検討を行う業務である。
  - (2) 当該業務の内容  
本業務は、河川巡視や堤防点検結果をもとに、評価結果の妥当性の検証や評価判断に関わる課題等の整理を行う。  
また、代表箇所における異常原因の特定、評価の妥当性及び必要な調査計画の立案、対応策の検討を検討し、あわせて河道の点検調査及び課題の整理を行う。  
上記現地調査や検討結果をふまえ、河道内樹木、河道管理（洗掘・堆積）、堤防等施設管理等について、筑後川・矢部川水系維持管理方針を検討するものである。
  - (3) 契約に付する理由  
本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。  
参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を27者が入手（ダウンロード）し、5者から参加表明書が提出され、5者が参加資格を有していた。  
参加資格を有する5者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。  
建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。  
  
このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第三号により、筑後川管内河川維持管理検討業務北部九州河川利用協会・西日本技術開発・東京建設コンサルタント設計共同体と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 管理課長